

浄化槽法に係る事務権限の移譲について

北海道では、昭和62年4月1日から、浄化槽法（昭和58年5月18日法律第43号、以下、「法」という。）に基づく設置の届出の受理等の事務権限をすべての市町村に移譲しています。

その後、法改正により追加された事務権限であって移譲済の事務権限と関連性の高い一連の事務権限や、国の地方分権改革推進委員会の勧告により権限移譲を行うべきとされた事務権限を追加し、移譲を進めています。

1 平成17年度法改正で追加された事務権限（平成19年4月から移譲開始）

【事務の内容】

- ① 法第7条第2項（法第11条第2項 法定検査結果の指定検査機関からの報告の受理）
- ② 法第7条の2第1項、法第12条の2第1項（法定検査の受検に係る助言・指導）
- ③ 法第7条の2第2項、法第12条の2第2項（法定検査の受検に係る勧告）
- ④ 法第7条の2第3項、法第12条の2第3項（法定検査の受検に係る措置命令）
- ⑤ 法第11条の3（浄化槽管理者からの使用廃止届出の受理）

移譲を
進めている
事務権限

2 平成20年の国の勧告で追加された事務権限（平成22年4月から移譲開始）

【事務の内容】

- ① 法第5条第4項（届出の内容が適当であると認める旨の通知）

3 令和元年度法改正で追加された事務権限（①～⑤令和3年4月から、⑥～⑦令和4年4月から移譲開始）

【事務の内容】

- ① 法第11条の2第1項（浄化槽の使用の休止の届出の受理）
- ② 法第11条の2第2項（浄化槽の使用の再開の届出の受理）
- ③ 附則第11条第1項（特定既存単独処理浄化槽の除却その他必要な措置の助言・指導）
- ④ 附則第11条第2項（特定既存単独処理浄化槽の除却その他必要な措置に係る勧告）
- ⑤ 附則第11条第3項（特定既存単独処理浄化槽の勧告に係る措置命令）
- ⑥ 法第49条第1項（浄化槽台帳を作成する権限）
- ⑦ 法第49条第2項（浄化槽台帳の作成のため関係者に必要な情報を求める権限）

【権限移譲のメリット】

浄化槽に関する事務権限を一元的に管理することで、設置住民に対する窓口サービスの一元化が図られるほか、地域の浄化槽情報の正確な把握により、生活排水処理施設の整備計画等の作成に資する。ひいては、地域の水環境の維持・改善に役立てることが出来ます。

権限を受けた市町村へ

移譲事務に対しては、権限移譲事務交付金をお支払いします。
交付金の支払いは、前年度における処理件数に基づき、浄化槽法以外の全ての移譲事務分と併せて、当該年度の11月になります。

知事の権限を市町村に移譲した事務について、移譲を受けた市町村に事務の取扱例を示すことにより、浄化槽法に係る事務が適切に施行されるよう「浄化槽法に係る権限移譲事務取扱マニュアル」を策定しています。

問合せ先：北海道環境生活部 環境保全局循環型社会推進課 一般廃棄物係
電話番号：011-231-4111（内線 24-313）